

# 小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方へのご意見について

参考資料 4

大項目		小項目	意見	市の考え方	資料の修正有無
1	はじめに		変化の激しい予想困難な時代であることから、策定した基本的な考え方においても柔軟に都度見直ししながら取り組む必要がある。 また、時代背景や校区の実情を踏まえて検討することが重要である。	「はじめに」の最終段落のおおりに柔軟な見直しを行う。	無し
2	小中一貫教育の意義・目的	(2) 小中一貫教育の教育的意義	小中一貫教育の評価については、単年度・短期的な評価や学力（テストの点数）のみならず、多様な評価項目を検討する必要がある。	右記	「②学びの連続」に追記
2	小中一貫教育の意義・目的	(2) 小中一貫教育の教育的意義	OECD Education2030では数値で測ることができない力（やり抜く力など）も重要であるとされており、そのような力をどのように育むかを検討していくべきである。	右記	「②学びの連続」に追記
2	小中一貫教育の意義・目的	(2) 小中一貫教育の教育的意義	どのような子どもを育てたいかのビジョンを豊中市として示すとともに、各校でもそのビジョンを実現するための取組みを検討していくことが重要となる。	右記	「②学びの連続」に追記
4	小中一貫教育に向けた現状について	(1) 「教育目標」に向けた教育環境の構築の難しさ	小中一貫教育を進める上で、分割校の解消は豊中市として長年抱えてきた大きな問題である。	この大きな課題に対し、本考え方を策定のうえ取り組んでいく必要がある。	無し
4	小中一貫教育に向けた現状について	(1) 「教育目標」に向けた教育環境の構築の難しさ	分割校解消のための校区変更にあたっては保護者や地域に丁寧に説明をして進める必要がある。	保護者や地域へは丁寧な説明のうえ推進していく。	無し
4	小中一貫教育に向けた現状について	(1) 「教育目標」に向けた教育環境の構築の難しさ	小中一貫教育の基本的な考え方に基づき、今後どのように進めていくのか具体的なロードマップを示す必要がある。	本考え方とは別途、ロードマップを策定・公表する。	無し
4	小中一貫教育に向けた現状について	(1) 「教育目標」に向けた教育環境の構築の難しさ	分割校の解消においては、小学校区を中心に地域活動が行われてきた歴史があるため、改編は中学校区を基本とすることが現実的である。	中学校区の改編を基本とする。	無し
4	小中一貫教育に向けた現状について	(2) 学校運営の違い	これまでの小学校と中学校の学校運営の違いや、小学校の教科担任制をどのように考えるか整理する必要がある。	庄内さくら学園での学校運営を先行事例として今後適正な学校運営を実現する。	無し
5	小中一貫教育を推進するための学校形態について	(1) 義務教育学校（施設一体型・施設分離型）、小中一貫型小中学校	中長期的な計画を作成する際には、将来の児童・生徒数推計を踏まえて、検討を進める必要がある。	施設の老朽化対策とも連動するため、人口推計は必須と考えている。	無し
5	小中一貫教育を推進するための学校形態について	(1) 義務教育学校（施設一体型・施設分離型）、小中一貫型小中学校	小中一貫教育を進めていくうえで、児童・生徒や保護者、地域にメリットを伝えていく必要がある。	今後は「庄内地域の魅力ある学校づくり計画」のような計画を各校で策定し、当該校の魅力・メリットを伝えていきます。	無し
5	小中一貫教育を推進するための学校形態について	(1) 義務教育学校（施設一体型・施設分離型）、小中一貫型小中学校	小中一貫教育を進める上では、豊中市のビジョンを踏まえながらも、各校の特色を生かした独自教科などの検討が重要である。	右記	「（１）関係小中学校で教育目標の共有」に各校の特色を生かした独自教科について追記
5	小中一貫教育を推進するための学校形態について	(2) 学校規模について	学校規模については、学校運営に支障のないように検討する必要がある。	学校運営に支障がない規模は12-24学級を基本とする。	無し
5	小中一貫教育を推進するための学校形態について	(2) 学校規模について	学級数は豊中市が考える12-24学級を基本とすべき。	学校運営に支障がない規模は12-24学級を基本とする。	無し
5	小中一貫教育を推進するための学校形態について	(4) 学年の区切りについて	学年区切りが多様になっても、転入・転校生に支障を生じないようにする必要がある。	右記	「（４）学年の区切りについて」に転入・転校生への配慮が必要であることを追記。

# 小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方へのご意見について

参考資料 4

大項目		小項目	意見	市の考え方	資料の修正有無
5	小中一貫教育を推進するための学校形態について	(4) 学年の区切りについて	施設一体型の義務教育学校や学年区切りを変更する場合は、児童・生徒にこれまで以上の良さをあたえられるように制度設計等をする必要がある。	発達段階に応じた教育活動の工夫や充実を図っていきます。	無し
6	小中一貫教育を推進するための学校について		小中一貫教育を進める上では、小中が連携できる制度や仕組みを構築する必要がある。	右記	無し ※「(3)小・中学校職員が連携できる仕組みづくり」のとおり
6	小中一貫教育を推進するための学校について		小学校と中学校の教員では、授業の持ち方等に違いがある。 ICTの活用・教職員間での連携や授業交換等が重要。また先進事例を活用しながら取り組む必要がある。	右記	「(2)小・中学校教職員の連携による9年間を系統立てた教育活動」にICTの活用や、先進事例活用について追記。
6	小中一貫教育を推進するための学校について		義務教育学校は単一の小学校・中学校に比べて負担が大きいためサポート体制が必要である。	右記	「(3)小・中学校職員が連携できる仕組みづくり」に義務教育学校はサポート体制が必要であることを追記。
6	小中一貫教育を推進するための学校について		小中一貫教育の推進に向けて、以下のような体制が必要である。 ・ 総合調整を担当する校長の指名。 ・ 相互乗り入れ授業を実施するための教職員の兼務発令。 ・ 特に施設分離型においては、小小、小中間の総合的な調整を担うためのコーディネータ（学校管理職経験者等）を市費により配置。 ・ 計画的な乗り入れ授業の実施のために中学校へ非常勤講師を配置。 ・ 関係校全体での年間行事予定表の作成、合同研修、相互の授業参観の実施 ・ 関係校管理職およびコーディネータによる小中一貫教育推進委員会（仮）を定期開催。 ・ 関係校の教職員が集う小中一貫教育推進会議（仮）を年間数回開催し、めざす子ども像の議論や実現状況の評価、乗り入れ授業や児童生徒の交流会の打合せ、合同研修会の実施など、教職員が話し合う場を計画的に設定。	右記	「(3)小・中学校職員が連携できる仕組みづくり」に事例として挙げる。
7	小中一貫教育を推進するための地域との連携	(1) 学校形態に応じた学校運営協議会の設置	学校運営や独自教科の検討に際しては、学校内だけでなく地域や外部人材と連携することが重要である。 学校生活において、児童・生徒が社会で自分が役に立つ存在であることや、地域に助けてくれる大人がいることを学ぶことが必要である。	右記	「(1)学校形態に応じた学校運営協議会の設置」にて外部人材連携の重要性について追記
7	小中一貫教育を推進するための地域との連携	(1) 学校形態に応じた学校運営協議会の設置	学校運営協議会を活用し各地域の意見や実情を見ながら双方向で検討することが重要である。	右記	「(1)学校形態に応じた学校運営協議会の設置」にて双方向での議論が重要であることについて追記